

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12658

研究課題名（和文）被疑者供述の獲得・使用に対する法的規制 自白法則の歴史的・比較法的検討

研究課題名（英文）Legal Restrictions on Obtaining and Using Suspect Statements

研究代表者

川島 享祐（Kawashima, Kyosuke）

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：90734674

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、主として、自白法則が、いかなる理論的構造の下で自白を排除するのかという問題を検討するものである。我が国においては、これまで、自白の任意性という概念を自白法則の包括的な判断基準であるとする傾向、及び、自白の任意性を判断する際に、複数の理論的根拠を総合的に考慮する傾向が見られた。本研究は、そのような考え方が、現在の議論の混乱を招いているという認識の下、歴史的・比較法的知見を踏まえ、自白法則の背後には位相の異なる複数の理論的根拠が存在し、そのそれぞれから個別に判断枠組みを導くべきであること、及び、自白の任意性を自白法則の包括的な判断基準と考えるべきではないことを主張した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国においては、自白者に対する現実の心理的影響を考慮する任意性説（虚偽排除説及び人権擁護説）か、それを考慮しない違法排除説か、という対立図式の下、自白法則の理論的構造に関する議論は膠着状態に陥っていた。本研究は、歴史的アプローチと比較法的アプローチを用いて根本から見直すことにより、自白法則の理論的構造に関する明確な提言を行うものである。これは、理論的に重要であるだけでなく、実際に自白法則の適用を行う裁判実務においても参照され得るという点で、社会的な意義を有していると考えている。

研究成果の概要（英文）：This study examines the theoretical structure that governs the exclusion of confessions under the confession rule. In Japan, there has been a tendency to consider the concept of the voluntariness of a confession as a comprehensive criterion of the confession rule, and to consider multiple rationales in a comprehensive manner when determining the voluntariness of a confession. Based on historical and comparative legal analysis, this study argues that there are multiple rationales behind the confession rule, that a framework of judgment should be derived from each rationale individually, and that the voluntariness of confession should not be considered as a comprehensive criterion of the confession rule.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：自白法則 取調べ 刑事証拠法 任意性 比較法

1. 研究開始当初の背景

憲法 38 条 2 項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白」を、刑事訴訟法(以下「刑訴法」という)319 条 1 項は、これに加えて、「その他任意にされたものでない疑のある自白」を、「証拠とすることができない」と規定する。この自白法則について、我が国においては、自白の任意性がその包括的な判断基準であるという見方が一般的である。また、自白法則による証拠排除の理論的根拠に関しては、まず、自白が虚偽であるおそれに着目する虚偽排除説と、供述の自由の侵害に着目する人権擁護説(供述の自由侵害説)が、自白者に対する現実の心理的影響を考慮する見解として、併せて任意性説と呼ばれることがある。これに対して、田宮裕が提唱した違法排除説は、違法収集証拠排除法則を理論的根拠として援用しつつ、自白排除の判断に当たって自白者に対する現実の心理的影響を考慮しないという判断枠組みを採用するものであった。このような田宮説の影響の下、「任意性説(虚偽排除説及び人権擁護説)対違法排除説」という対立図式が成立したが、その下で、自白法則の理論的構造に関する議論は膠着状態に陥っていた。

2. 研究の目的

本研究は、主として、自白法則がいかなる理論的構造を有しているのか、具体的には、自白法則による証拠排除の理論的根拠やそこから導かれる判断枠組み、そして、理論的根拠が複数存在する場合にはその相互関係がいかなるものであるかを検討するものである。加えて、自白法則の下での自白排除の具体的な判断基準についても検討を行った。

3. 研究の方法

(1) 本研究が用いた研究の方法は、歴史的なアプローチと比較法的なアプローチである。すなわち、歴史的なアプローチの下、自白法則発祥から、戦後に上記の各規定が制定されるに至る過程を調査するとともに、比較法的なアプローチの下、自白法則やそれに類似するルールを採用する諸外国、具体的には、イギリス、オーストラリア、アメリカ、カナダ、ドイツにおいて、当該ルールの理論的構造がどのように理解されているのかを検討した。

(2) 平成 30 年度前半には、明治維新以来の刑事訴訟法(治罪法、明治刑事訴訟法、大正刑事訴訟法)の下において、自白に対していかなる証拠法的規制がなされていたのかを検討し、その法的規制の下でいわゆる人権蹂躪問題が生じた理由を検討した。また、現行憲法及び現行刑訴法の制定過程を検討し、現行法が定める自白法則の由来の制定理由が、戦前の人権蹂躪問題に対する反省の下、拷問等の人権蹂躪行為によって獲得された自白を証拠から排除する点にあるという知見を得た。さらに、自白法則の理論的構造に関する現行法下における議論の経過を分析し、いわゆる虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説に対して、上記の知見を踏まえた理論的検討を加えた。

平成 30 年度後半には、上記の成果の一部を公表するとともに、イギリスで自白法則が成立したとされる 18 世紀から 1984 年警察・刑事証拠法(PACE)が制定されるまでの時期を検討した。その際には、近時有力なイギリス法制史の知見等を参照するとともに、18 世紀以来の判例・学説を検討することで、イギリスにおいて自白法則の主たる理論的根拠とされている信頼性原理の内実に関して理論的な分析を加えた。

(3) 令和元年度(平成 31 年度)前半には、自白法則の理論的構造に関して、イギリス法、オーストラリア法、カナダ法の検討を行った。これら 3 国の自白法則は、いずれも自白の信頼性に着目する信頼性原理を基調としているが、自白排除の判断基準として伝統的な「任意性」概念を用いるかといった点に差異がある。同年度には、特にイギリス法とオーストラリア法を比較検討することにより、信頼性原理の内実やそこから導かれる判断枠組みを明らかにした。

これらの研究が比較的順調に進行したことから、令和元年度(平成 31 年度)後半には、自白法則の理論的構造に関して、アメリカ法とドイツ法の検討を行った。この検討により、ドイツ法においては主として「意思決定及び意思活動の自由」に着目した判断がなされているのに対して、アメリカの判例においては、「任意性」概念の下で、様々な自白排除の理論的根拠が主張されていることを明らかにした。また、同年度には、この 2 年間に得られた歴史的・比較法的知見を総合し、日本法の下では、「任意性」概念に過度に依存することなく、複数存在する自白排除の理論的根拠ごとに自白排除の可能性を検討していくべきである旨の提言等を行った。

これらの研究成果は、法学協会雑誌上に公表するとともに、その要旨について、日本刑法学会第 97 回大会において個別研究報告を行うことができた。また、同年度には、当初の予定を変更してドイツに出張し、現地の研究者等に対してインタビューをするとともに、裁判所における現地調査を実施した。

(4) 令和 2 年度には、昨年度までの研究成果に基づき、自白法則の理論的構造の全体像に関して、刑法雑誌上に論文を公表した。また、同年度には、カナダの自白法則の検討を行った。カナ

ダは、歴史的・地理的要因により、イギリス法やアメリカ法の影響を強く受けているが、そこでは、アメリカと同様、判例により「任意性」を最終的な判断基準とする形で自白法則が発展しており、イギリス法やオーストラリア法と対照をなしていることが判明した。そのため、カナダ法の特徴やそこに見られた問題点等の知見を踏まえて、改めて、自白法則の理論的構造に関する検討を行った。

また、同年度には、広く「被疑者供述の獲得・使用に関する法的規制」という観点から、ドイツの直接主義が、自白の公判への顕出をどのように規律するのかという点を検討した。その際には、ドイツにおける直接主義による規律の全体像も視野に入れて考察を行った。さらに、我が国に大きな影響を与えてきたアメリカの Miranda 法理が、いかなる理論的構造を有しているかについても検討した。

(5) 令和3年度には、憲法38条2項と刑訴法319条1項の関係について踏み込んだ検討を行い、『法学教室』上に論文を公表した。そこでは、これまで自白の任意性という概念が自白法則の包括的な判断基準であると理解されてきたが、条文の文言からすればそのように解釈する必然性はなく、また、自白法則の理論的根拠からすればそのように解釈すべきでもないことを主張した。また、その際には、憲法学の側において、自白法則に関する議論がどのように受け止められ、解釈されてきたのかについても検討した。

また、同年度には、ここまでの研究の集大成として、書籍を出版した。その際には、これまで『法学協会雑誌』上に掲載してきたイギリス法、オーストラリア法、アメリカ法、ドイツ法に加えて、カナダ法に関する研究成果も付加した。そのうえで、上記の憲法と刑訴法の間接関係をも踏まえて、我が国におけるあるべき解釈論について再考した。

さらに、同年度には、いわゆる偽計による自白の、自白法則の下での判断基準について、国内外の文献を収集して検討を行った。

(6) 令和4年度には、昨年度までの研究成果に対するフィードバックを得た。また、自白法則の理論的構造の検討をさらに掘り下げるために、広く「被疑者供述の獲得・使用に関する法的規制」という観点から、関連する法原則である伝聞法則や直接主義の検討を行った。伝聞法則については、それが存在する刑訴法と、存在しない民訴法とを対比することによって、その存在理由や前提にある政策判断を分析し、その成果の一部を、『法学教室』に掲載された対談において公表した。直接主義については、ドイツの直接主義の調査を行い、伝聞法則との比較検討を行った。この研究成果は令和5年4月より『法律時報』において複数回にわたり公表する予定である。

また、同年度には、自白法則の判断基準に関する検討の必須の前提として、自白法則の判断基準としても用いられる「任意性」という概念が、自白法則以外の場面でどのような機能を果たしているかについての検討を行った。具体的には、警職法及び捜査法上の任意処分の実質の検討を行い、その結果、これまで強制処分の補集合とされてきた任意処分も、相手方の同意・承諾を前提とするかといった観点から類型化が可能であり、それにより、任意処分の適法性判断もより明確化できることを発見した。この研究成果は、『法律時報』上で公表した。

4. 研究成果

本研究の研究成果は下記の通りである。

第1に、自白法則の理論的構造を考える際には、まず、その理論的根拠を単一と捉えるか、複数と捉えるかという問題があり、さらに、複数と捉える場合には、複数の根拠を総合的に考慮するアプローチと、根拠ごとに判断枠組みを導くアプローチがあり得ることを明らかにした。そして、自白排除に関する判断に至る思考プロセスを明確化するという観点からは、複数根拠型・根拠別アプローチを採用すべきであると提言した。

第2に、我が国においては、自白の任意性を自白法則の包括的な判断基準としつつ、その下で複数の理論的根拠を総合的に考慮する見方が有力であるが、この見方には、任意性概念の不明確さ、根拠論との接合の困難性、総合考慮アプローチに陥るおそれ、理論的根拠に憲法レベルと刑訴法レベルがあることの看過といった問題点があることを明らかにした。そして、自白の任意性を包括的な判断基準とすべきではなく、自白排除がそれぞれの理論的根拠に基づいて行われることを、条文の文言との対応関係とともに明確化する必要があるという提言を行った。

第3に、自白法則には、併存し得る複数の理論的根拠があることを明らかにした。具体的には、拷問等の著しく重大な違法行為が行われたこと自体を根拠として行われる自白排除（拷問排除説）、自白者の供述の自由が侵害された場合に自己負罪拒否特権を根拠として行われる自白排除（供述の自由侵害説）、虚偽自白を誘発するおそれのある手法が用いられたことを根拠として行われる自白排除（信頼性原理）である。また、虚偽自白誘発リスクを有する取調べ手法の抑止という点も、信頼性原理と併せて自白排除の理論的根拠となり得ると主張した。さらに、これらの根拠それぞれから導かれる判断枠組みについても提言を行った。

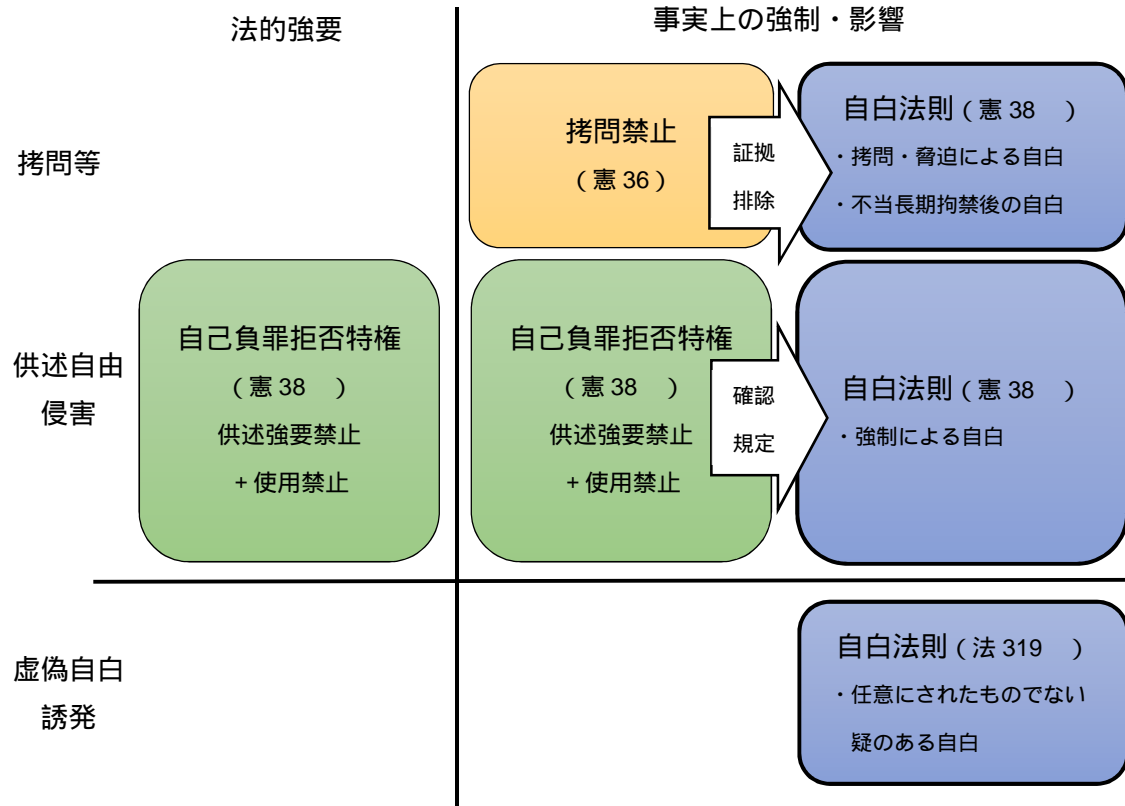
第4に、これらの理論的根拠に基づく自白排除が段階的な関係に立っていることを明らかにするとともに、それぞれの理論的根拠に基づく自白排除と条文上の文言との対応関係を明確化

した（下記【図】も参照）。

第5に、自白の証拠能力については、広く「被疑者供述の獲得・使用に関する法的規制」という観点から、伝聞法則や直接主義、違法収集証拠排除法則との関連を踏まえた検討が必要であることを明らかにした。

第6に、自白法則で包括的な判断基準とされてきた任意性概念は、自白法則以外の文脈でも用いられており、それらの異同を意識しつつ一貫した理論構築を行う必要があることを明らかにした。

【図】自説の全体像（川島享祐『自白法則の理論的構造』（有斐閣，2023年）605頁）



5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 496
2. 論文標題 自白法則（特集 条文から見る刑事訴訟法と憲法の関係）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 28-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 59(2)
2. 論文標題 自白法則の理論的構造に関する再検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 171-187
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 136(5)
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力：自白法則の理論的構造の再検討(3)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1147-1239
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 136(7)
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力：自白法則の理論的構造の再検討(4)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1591-1649
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 136(9)
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力：自白法則の理論的構造の再検討(5)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1931-2018
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 136(11)
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力：自白法則の理論的構造の再検討(6)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 2377-2475
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 137(1)
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力：自白法則の理論的構造の再検討(7)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 29-104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 137(3)
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力：自白法則の理論的構造の再検討(8・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 382-461
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 136(1)
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力：自白法則の理論的構造の再検討(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 101-188
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 136(3)
2. 論文標題 刑事訴訟における自白の証拠能力：自白法則の理論的構造の再検討(2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 78-172
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤隼 = 川島享祐	4. 巻 505
2. 論文標題 手続法の学び方：民訴と刑訴の対話から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 44-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川島享祐	4. 巻 95 (3)
2. 論文標題 任意性概念の意義から見た任意処分の諸類型	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 40-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 川島享祐
2. 発表標題 「自白法則の理論的構造に関する再検討」
3. 学会等名 日本刑法学会第97回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 川島享祐	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 650
3. 書名 自白法則の理論的構造	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------